

# 岐阜県公報

第 四 百 五 十 五 号  
令 和 五 年 十 二 月 二 十 二 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 公安委員会規則

集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(警備第二課) 五九三<sup>ページ</sup>

### 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(森林保全課) 五九三

道路の区域変更

(道路維持課) 五九五

道路の供用開始

(同) 五九五

電線共同溝整備道路の指定

(同) 五九六

土砂災害警戒区域の指定解除

(砂防課) 五九六

土砂災害特別警戒区域の指定解除

(同) 五九七

土砂災害警戒区域の指定

(同) 五九七

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 五九八

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 五九八

## 公安委員会規則

集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県公安委員会  
委員長 林

正 子

岐阜県公安委員会規則第十号

集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則

集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例施行規則(昭和三十六年岐阜県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

別記第二号様式から別記第四号様式までの規定中「**湖の湖型家**」を「**湖S湖型家**」に改める。

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

## 告 示

岐阜県告示第五百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市古川町太江字神原二の二・字一の洞三六四五・三六四六の一（以上三筆に  
ついて次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部  
森林保全課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保  
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町初音字筒井四二八四の一、字アジラ会津四二九五、四二九六  
二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字筒井四二八四の一・字アジラ会津四二九五・四二九六（以上三筆につい  
て次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部  
森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保  
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市高鷲町鮎立字下向二五六三の四（次の図に示す部分に限る。）、二五七二の一、  
二五七二の二、字下向山三八二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十二月二十二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	長倉線 神岡線	高山市上宝町吉野字河戸 平一七九四番地先地内		後	四・四 〇・〇	二・六	
				前	四・四 〇・〇	二・六	

岐阜県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十二月二十二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	池田線 揖斐川線 野線	揖斐郡揖斐川町清水字兵庫野一〇二番一地从先から		後	二〇・〇 五・一	三二・六	
				前	二〇・五 三・四	三二・六	

岐阜県告示第五百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十二月二十二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	区域の決定又は変更の告示年月日（ほか）	備考
県道	上野線 関野線	美濃市大字大矢田字小海道二八〇八番一地从先から		九四・八	令和 五年十二月三十一日	令和 四年九月二十七日	
		同 市大字同 字大明神下 二七九三番一地从先まで					

岐阜県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十二月二十二日から二週間岐阜県土整備部道路維持

持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の日 の告示 の年月日 ほか)
県道	池田 揖斐川 野線	揖斐郡揖斐川町清水字兵庫野 一〇二番一地从先から 同 郡 同 町 同 字 同 一〇六三番地先まで	三・六	令和 五年三・三	令和 五年三・三

岐阜県告示第五百二十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	指定 の 部 分	備考
県道	古川 府線	飛騨市古川町本町六番二七地 先から 同 市 同 町 同 字 同 地先まで	五〇〇	上下線	

岐阜県告示第五百三十七号

土砂災害警戒区域の指定（平成十九年岐阜県告示第二百五十四号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
袖ヶ洞	高山市国府町桐谷 (次の図に示すとおりとする。)	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百三十八号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第七十号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
シブ草一	高山市上岡本町8丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所

所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十六年岐阜県告示第二百九十一号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
袖ヶ洞	高山市国府町桐谷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第一百七十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	------------------------------	---------------------

シフ草一 高山市上岡本町8丁目

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
袖ヶ洞	高山市国府町桐谷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
シフ草一	高山市上岡本町8丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
シブ草一	高山市上岡本町8丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た

数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年十二月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

1 令和5年12月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数

1,629,733人

2 総数の50分の1の数

32,595人

3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

303,717人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	334,078	111,360
大垣市	144,895	48,299
高山市	71,539	23,847
多治見市	89,902	29,968
関市・美濃市	86,852	28,951
中津市	62,238	20,746
津市	29,954	9,985
羽島市	55,389	18,463
恵那市	39,735	13,245

美濃加茂市	42,622	14,208
土岐市	45,873	15,291
各務原市	119,821	39,941
可児市	92,924	30,975
山県市	21,501	7,167
瑞穂市	43,932	14,644
飛騨市	19,246	6,416
本巣市	42,477	14,159
郡上市	32,696	10,899
下呂市	25,264	8,422
海津市	27,526	9,176
羽島郡	39,304	13,102
養老郡	22,695	7,565
不破郡	27,013	9,005
安八郡	19,270	6,424
揖斐郡	53,775	17,925
加茂郡	39,212	13,071

令和五年十二月二十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社